

(案)

西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 まちづくり協議会は、西新宿一丁目商店街地区のまちづくりについて検討し、まちづくりの将来像を策定・提言することによって、当地区にふさわしいまちづくりを実現することを目的とする。

(検討区域)

第3条 新宿区西新宿一丁目10番地から22番地及び西新宿一丁目23番地の一部とする。（別紙「検討区域図」参照）

(まちづくり協議会の活動)

第4条 まちづくり協議会は、第2条の目的を達成するために次の各号に掲げることを行う。

- ① まちづくりに関する情報の収集および関係住民への提供につとめる
- ② まちづくりに必要な調査、研究を行う
- ③ 関係住民の意見の反映、まちづくりに関する構想、計画などをとりまとめる
- ④ その他、まちづくりを進めるために必要なことを検討し、実施する

(会員)

第5条 まちづくり協議会の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものを除く。

- ① 第3条で定める検討区域内の住民及び地権者（土地、建物の所有や利用に供する権利を有する者をいう。）で参加を希望する者
- ② 西新宿一丁目町会役員、西新宿一丁目商店街振興組合理事
- ③ まちづくり協議会の承認を得た者

(組織)

第6条 まちづくり協議会の組織は、次の各号のとおりとする。

- ① まちづくり協議会には役員会をおき、まちづくり協議会の開催、議題及び運営等に 関することを協議する。
- ② まちづくり協議会の役員会は、西新宿一丁目町会役員及び西新宿一丁目商店街振興組合理事より選出する。ただし、第5条第一号に属する者に限る。西新宿一丁目町会役員及び西新宿一丁目商店街振興組合理事が改選された場合、役員会も同時に見直すこととする。
- ③ 役員会は、会長1名、副会長3名及び幹事若干名の役員をもって構成する。(別表「西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会役員名簿」参照)
- ④ まちづくり協議会の会長は、まちづくり協議会の役員による互選とする。
- ⑤ まちづくり協議会の会長は、役員会の会長を兼ねる。

(まちづくり協議会、役員会の開催等)

第7条 まちづくり協議会、役員会の開催は、次の各号のとおりとする。

- ① まちづくり協議会及び役員会は、会長が必要に応じて召集する。
- ② 会長は、必要に応じ、会員を役員会に出席させることができる。
- ③ 会長は、必要に応じ、会員以外の者をまちづくり協議会及び役員会に出席させることができる。

(事務局)

第8条 まちづくり協議会、役員会を支援するため、事務局を置き、事務局は新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課とする。

(会則の改正)

第9条 この会則に変更の必要が生じたときは、まちづくり協議会の了承を経て改正する。

(その他)

第10条 この会則に定めのない事項は、会長が別に定める。

附則 この会則は、平成27年3月4日から施行する。

変更 平成27年6月25日 (第2回まちづくり協議会)

変更 令和3年7月16日 (第16回まちづくり協議会)

変更 令和 7年12月〇日 (第25回まちづくり協議会)

(別表) 西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会役員名簿

【変更前】

氏 名	所属組織・役職等	
青木伸浩	西新宿一丁目町会会长	会長
竹川司	西新宿一丁目商店街振興組合理事長	副会長
生田正博夫	西新宿一丁目町会副会长	副会長
鮎沢繁利	西新宿一丁目商店街振興組合副理事長	副会長
村上一宏	西新宿一丁目町会副会长	幹事
漢那茂明	西新宿一丁目町会理事	幹事
柏谷篤史	西新宿一丁目商店街振興組合理事	幹事

【変更後】

氏 名	所属組織・役職等	
生田正博夫	西新宿一丁目町会会长	会長
竹川司	西新宿一丁目商店街振興組合理事長	副会長
鮎沢繁利	西新宿一丁目商店街振興組合副理事長	副会長
漢那茂明	西新宿一丁目商店街振興組合副理事長	副会長
青木伸浩	西新宿一丁目町会名誉会長	幹事
柏谷篤史	西新宿一丁目商店街振興組合理事	幹事

(別紙) 検討区域図

